

價格の度量標準についての覺書

三宅義夫

價格の度量標準というのは、普通にはあまり親しまれていない概念である。しかし貨幣にかんする諸問題を取扱うさい、これを明確にしておくことが基礎的に必要とされることがしばしばである。それは一見きわめてかんたんな概念であつて、ほとんど説明を要しない事柄のように見える。だが案外そうではないのであつて、これが明確に理解されていないために、いろいろな混亂が古くから今日にいたるまでひきおこされている。そこでこれについての若干の問題について覺書をつくつておこうと思う。

一

まず最初に豫備的な説明をかんとんにしておこう。

諸商品の價値は、價格として種々の大きさの金の分量をもつて表現される。そこで、この種々の大きさの金の分量を度量するために、一定分量の金を度量單位として固定的に定めることが必要となる。この度量單位は、さらに分割を統合されて度量標準がかたちづくられる。たとえば、日本の「貨幣法」(明治三〇年制定)では、「純金の量目二分(七五〇ミリグラム)ヲ以テ價格ノ單位ト爲シ之ヲ圓ト稱ス」(第二條)とし、「貨幣ノ算則ハ總テ十進一位ノ法ヲ用キ一圓以下ハ一圓ノ百分ノ一ヲ錢ト稱シ錢ノ十分ノ一ヲ厘ト稱ス」(第四條)としていた。すなわちここでは、純金の七五〇ミリグラムが度量單位と定められ、それに圓という名稱が附され、この度量單位を十進一位をもつて分割、統合し

た度量標準が定められ、これらの部分に錢、厘という名稱が附されていたのである。價格の度量標準とは、このように金屬のある確定された重量であり、圓、または錢厘、あるいはドル、ポンド等々というのは、それらの重量に附した貨幣名である。この兩者は、はつきり區別して解されなければならない。

(註) その諸著書のいたるところにおいて、この第二條は「無用の條文」であると強く主張されたのは、周知のごとく山崎覺次郎博士であつた。

價格の度量標準 *Maßstab der Preise* という概念をいゝらわす語として、從來いろいろな語が用いられている。たとえば、高島氏、猪俣氏譯書においては *Maßstab* だけについては尺度標準としているが——*Maßeinheit* は尺度單位——*Maßstab der Preise* についてはつづめて「價格標準」という語が用いられている。向坂氏は同じく尺度標準という語を用いているが、つづめることなく「價格の尺度標準」と譯されている。宮川氏はそれぞれ度量標準、度量單位と譯し、そして「價格の標準」とされている。宇高氏はこれをつづめることなく「價格の度量標準」と譯されている。長谷部氏譯ではそれぞれ度量基準(舊版では度量原基)、度量單位とし、そしてつねに「諸價格の度量基準」(舊版では「諸價格の度量原基」と譯されている)と譯されている。

また河上博士は *Maßeinheit* を尺度單位とし、*Maßstab* を基本單位とし、あるいはそれぞれ單位、本位という語を用い、*Maßstab der Preise* については『經濟學大綱』では「價格の本位」、のちの『資本論入門』では「價格單位」または「價格の基本單位」という語を用いておられる。

以上を以つてしても *Maßstab der Preise* に當るものとして、價格標準、價格の標準、價格の尺度標準、價格の度量標準、諸價格の度量基準、諸價格の度量原基、價格の基本單位、價格の本位、價格單位、という工合に、たぐいま

れなほど種々な語が用いられてゐるわけである。

英譯 (Unermann) では、*Maßeinheit* は *unit measure* または *unit Maßstab* は *standard measure* または *standard Maßstab der Preise* 即ち *'standard of price'* となりつゝゐる。なお、「イギリスの諸著述においては、價値の尺度 (measure of value) と價格の度量標準 (standard of value) とにかんする混亂が、話にならぬほどである。それらの機能が、したがつてまたそれらの名稱が、たえず混同されている」(『資本論』第一卷、インスティトゥート版、一〇三頁、註五五)。

價格は商品の價値の貨幣での表現であるから、價格の度量標準は貨幣の度量標準といいかえることができる。ところでつぎの猪俣氏の文章は、さまざまない方をしてゐるものとしておそらく白眉であろう。「……比較秤量するためには、これらの觀念的な金量を、尺度單位としての一定量の金に關連せしめるといふ技術的な必要が生じて來る。が、更に、諸商品價値の轉化された形態としての觀念的な金量は、必ずしもこの尺度單位で割り切れるものではなく、従つてこの尺度單位を更に可除部分に分割しなければならなくなる。かくて、尺度單位は、進んで基本的單位となり、價格の基本的單位、即ち價格本位又は價格標準となる。そしてそれは又同時に貨幣本位となる。ところで、金、銀、銅等は、すべてそれが貨幣となるまでに、すでに自分自身の重量を秤量するため、基本單位を持つていた。『それ故すべての金屬通貨においては、秤量本位(「重量の度量標準」)に關する傳來の名稱がまた、貨幣の基本單位(「貨幣の度量標準」)または價格の基本單位(「價格の度量標準」)の最初の名稱となつた』(『貨幣・信用・及インフレーションの理論』、經濟學全集版、七八―九頁、傍點および「」内―三宅)。

度量單位と度量標準との關係についても、諸家の理解はかならずしも同一ではない。たとえば河上博士はこれをつ

ぎのように説明しておられる。「『尺度單位〔度量單位〕』としての圓は『さらに可除部分に分割されることにより、進んで基本單位〔度量標準〕となる』のである。なぜこれを基本單位というかといえ、圓も一つの單位であり、錢も厘も各々一つの單位であるが、しかしその基本となるものは圓であるからである」(『資本論入門』、世界評論社版、第二分冊、二〇六頁、「」内一三宅)。すなわち、河上博士は度量標準を基本的な單位という意味に解されているのであり、ここから基本單位という語を用いられているわけである。「大綱」で本位という語を用いておられるのも、基本的な單位という意味においてであろう、また『入門』で價格單位という語が用いられているのは、たとえば價值尺度なる語に對應して、これの簡略化を計られたものであろう。長谷部氏が度量原基、度量基準という譯語を選択されたもの、この基本という意味を明らかに表現しようとされたものかと考えられる。

これにたいして、たとえば宮川教授はつぎのように説明されている。「價格の單位は發展して價格の度量標準となるのである(價格の標準〔價格の度量標準〕は圓、錢、厘というシステムすなわち價格をはかる物差である)」(『資本論研究』第八號、二二頁、傍點および「」内一三宅)。ここでは度量標準は諸單位のうちの基本的な單位とは解されず、これら諸單位のシステムと解されている。この後者の見解の方が妥當であらうと思われる。しかしシステムという言葉を使うならば、正確には、「圓、錢、厘というシステム」、とではなく、圓、錢、厘という名稱を附されている、一定のシステムをもつ重量、とでもいわるべきであつたであらう。

ところで、諸商品の價格規定は、諸商品の、貨幣として機能している一般的等價物、たとえば金へのただ觀念的な轉形であり、この轉形のためには金という材料が必要であるが、しかしただ表象された金、觀念された金として必要なだけであつて、したがつてこのためには現實の金の一片も要しない。だが、この金の諸分量を測定するためには一

定重量の金が度量單位、度量標準として定められることが必要である。しかしこのためにも、この一定重量の金が現實に鑄造されて流通していることは、かならずしも必要ではない。

また、——繰返すことになるが——ある商品の價格というのは、その商品の價値の、貨幣商品として機能している商品、たとえば金での表現である。そして貨幣商品として機能しているというのは、獨占的に、一般的等價物として機能していることである。したがって、貨幣商品、金は、みずからが貨幣商品、獨占的な一般的等價物なのであるから、なんらの價格をもつことができない^(註)。だが、二分、七五〇ミリグラムの金にたいして圓という名稱が附されているさい、金二分は一圓、金一匁は五圓ということとなる。金一匁が五圓であるのは、ここにおいて金一匁の價値が表現されているのではなく、金の一定重量、二分に圓という貨幣名をつけているためにほかならない。これはいわゆる「鑄貨價格」と呼ばれているものである。諸商品の價値も同じく何圓といひ表わされるが、その價格と金のこの鑄貨價格とは、性質がまったく異なる。最初、價格の度量標準としては金屬重量を測る既存の度量標準がそのままとられ、その名稱も金屬重量の度量標準の名稱が用いられたこと、すなわち金屬重量の貨幣名は金屬重量の普通の重量名と同じであつたということ、およびこれら兩者が重量においても名稱においても次第に離れて行つたといふことは、周知のとおりである。(だが、どれだけ金の分量を價格の度量標準としているかは、やはり、貫匁分とかグラムとかグリーンとかなどの普通の重量名をもつていひ表わすほかないことは、いうまでもない)。貨幣商品、金が一般の商品の價格と同じ計算名で表わされるといふこととともに、右の乖離も、商品の價値をいひ表わすところの價格と金の重量をいひ表わすところのもの、すなわち、いわゆる鑄貨價格との混同視を促がすこととなつたわけである。

(註) 以下ドイツ語は『經濟學批判』に於ては Um einen Preis zu haben, d. h. in einer spezifischen Ware sich als allgemeines Äquivalent auszudrücken, müßte diese andere Ware dieselbe ausschließliche Rolle im Zirkulationsprozess spielen wie das Gold (インスチテューション版、六三頁、アンダーライン—三宅)は、宮川譯では、「金が價格を有するためには、すなわち特殊な一商品で自らを、一般的等價物として表現するためには、この特殊な一商品は、流通過程のうちで金と同一の排他的役割を演じなければならぬ」(傍點—三宅)と譯されており、また宇高譯でも、「金が價格をもつためには、すなわち獨自な一商品でみずからを、一般的等價物として表現するためには、……」となつてゐるが、これらはおそろしく不注意に誤譯されたものと思われる。以下までもなく、ある商品の價値は相對的價値として表現されうるが、一般的等價物として表現するといふ論理はありえないからである。猪俣譯では、「金が價格を有つ爲め、即ち、一般的等價物としての、特殊の「商品」で表現される、爲めには」となつてゐる。こう解せば意味は通る、あるいは、こう解しても意味は通るが、ドイツ文として無理ではなからうかと思われる。またこう解すると、つゞいてこの獨自な一商品が流通過程において金と同一の排他的役割を、つまり一般的等價物たる役割を、演じなければならぬであらう、といつてゐることがやや間のびのした説明となつてしまふように感ぜられる。で、ここは、「……獨自な(または特殊な)一商品で一般的等價物(または一般的等價)としてのみずからを表現するためには」と解さるべきであらう。たんなる誤譯の問題であるが、『批判』譯文の讀者をしていたずらに頭を悩ませるおそれなしとしなす誤譯でもあるので、附言した次第である。

二

すこし傍道になるが、右にかんれんしていま一つ附言すれば、貨幣商品たる金は價格をもつことはできないが、しかしその價値を相對的に表現することができないわけではもちろんない。その價値の大きさは他の諸商品の無限の系列において表現されてゐる、——貨幣商品の獨自な相對的價値形態。

ところで、官川教授は河上博士が『資本論入門』のなかで「貨幣商品の價値はいかなる表現をうるかといえ、それはいわゆる一般物價として表示されているのである」と書かれているのを批判され、「貨幣商品の價値は一般物價として表示されるという言葉は、正確な表現ではないのである」とされている。河上博士のこの言葉が表現の仕方そのものとしては「正確な表現ではない」ということは別として、ここで官川教授が述べられている見解には、『資本論研究』、第八號、一五一—一六頁、表現の仕方そのものにとどまらない問題がかなりあるように思われる。

まず教授は「一般物價または物價とはなにか」とされ、この説明として飯田繁氏の『物價の理論的研究』を引かれる。飯田氏によれば、「通常いわれているように物價は商品價格の綜合的、平均的、名稱にほかならない。すなわち物價とよばれる場合、通例、それは個々の商品價格をではなく、それらの商品價格の綜合化、平均化されたものを意味する」(傍點—三宅)。「物價」なる語のこの使用法を官川教授は無條件にそのまま採用され、「一般物價は、すべての商品價格の綜合的平均である」とされる。かくて、すべての商品價格の「綜合的平均」とはどういうものであろうか、河上博士が「いわゆる一般物價」といつているのは、これと同じ内容を指しているのであろうか、という二つのことがここにまず問題になる。

第一の點を見よう。飯田氏のつぎの説明も官川教授によつて引用されているところである、「個々の商品價格が綜合平均化されてえられる物價位置の水準は、通例、物價水準という名稱でよばれ、それは百分率の形式であたえられる物價指數によつてしめされる」。この「個々の商品價格が綜合平均化されてえられる」ところのものは、さきの同氏の「(個々の)商品價格の綜合化、平均化されたもの」、官川教授の「すべての商品價格の綜合的平均」と、まったく同じであろうと解するほかないと思われるが、とすれば、「個々の商品價格が綜合平均化されてえられるもの」は

「物價位置の水準」であり、これは通例、「物價水準」という名稱でよばれるものであり、「物價指數」によつてしめされる、とされるのであるから、いかえれば、飯田氏、宮川教授にあつては、「物價」とは「物價水準」のことであると解するほかない。

そもそも物價という語はいわば俗語であつて、物價を物價水準の意味で用いられることは、それ自身としては取立ててなにもいうことはないが、しかしその用法をもつて河上博士のさきの「いわゆる一般物價」にもこれと同じ内容を附與されるのは、いささか正當ではないのではなからうか。というのは、河上博士がここで「いわゆる一般物價」といつているのは、いかえれば諸商品の價格のことであつて、けつして物價水準のことでないことは、『入門』の當該箇所を讀めば明らかであり、また、一般物價乃至物價という語を諸商品の價格という意味で用いることはむしろ普通の用いではなからうか、とすれば諸商品の價格を「いわゆる一般物價」とすることは、不當なことではないと思われるからである。^{(註一)(11)}

(註一) 河上博士はさきに宮川教授によつて引用された文章にすづつて、 1 箇の時計 $=$ 金 10 圓、 x 箇のA商品 $=$ 金 10 圓、 y 箇のB器 $=$ 金 10 圓、等々」というような無数の系列から成る物價表」を示され、これを倒まにすれば、「吾々はそこに『ありとあらゆる諸商品で表示された貨幣の價値の大ききを見出す』。一般的等價商品となつた貨幣の價値は、かくの如くに表示されるの外なく」と書かれていたのであつて(第二分冊、一九八―九頁)、ここには、貨幣商品の價値が「すべての商品價格の総合的平均」として表示されるというような考え方は、どこにも示されてゐないのである。

(註二) ちなみに、山崎博士は、「物價」ナル語ハ、從來ノ意義ヲ以テスレバ恰モ「プライセス」ニ該當スルモノトス」とされてゐる(『物價』ナル語、明治四十三年、『貨幣銀行問題一斑』、第二十三篇)。ここでゐられてゐることは、要するに、單數ではなく複數だということである。

ところで、このように、「いわゆる一般物價」を「すべての商品價格の綜合的平均」、「物價水準」、「百分率の形式であたえられる物價指數によつてしめされる」——おそらく近似的に——もの、と解された官川教授の目には、さきの河上博士の文章は、たとえば、貨幣商品の價値は物價水準として表現されている、というように映るわけであるが、ここに奇怪なことには、教授は、一商品の價値の他商品での表現という相對的價値表現の上からいつて、貨幣商品の價値が綜合、平均というような形で表現されうるといふことはいいえないことである（x量のA商品の價格とy量のB商品の價格、等々の綜合的平均にせよ、六ヤールの洋服地と三本の萬年筆、等々の綜合的平均にせよ）、といふことをもつて批判してはおられないことである。「いわゆる一般物價」を官川教授のごとく解するならば、この點についてこそ批判が行われなければならぬと思われるのであるが、かえつてつぎのように批判されることによつて、教授の述べられていることはさらに解せないものとなつてゐる。

すなわち教授が、飯田氏の前記の説明を引用されたのちすぐこれにつづけていわれるのは、つぎの言葉である。「個々の商品の價格は、二つの要因、すなわち、商品の價値（商品を生産するために必要な労働の分量）と貨幣（金）の價値（金を生産するために社會的に必要な労働の分量）とによつて定まる」。そしてこのことを「金の價値」の例にとつて説明されたのち、つぎのような結論を引き出される。「すなわち商品の價値が二分の一に減少しても、貨幣（金）の價値が二倍に増加しても、商品の價格は二分の一に下落するのである。そして一般物價は、すべての商品價格の綜合的平均であるから、たとえ一部分の商品價格の個別的騰貴が他の部分の商品價格の個別的低落によつて相殺されるとしても、個別の商品の價格を決定するこれら二つのモメントは、どちらも一般物價に多かれ少なかれ影響するのである。だから貨幣商品の價値は一般物價として表示されるという言葉は、正確な表現ではないの

である」。

ここでは「綜合的平均」ということは、教授の指摘せんとされる欠陥を「多かれ少なかれ」弱めるものとされてゐるわけであるから、問題を明確にするために「綜合的平均」を取り止めても、一向に差支えないばかりでなく、むしろ教授の論にとつては好ましいはずである。また商品の價格は、商品の價值と貨幣、金の價值とによつて定まるばかりではなく、商品にたいする需要が増大すれば騰貴する等々ということがあつて、そして商品の貨幣への形態轉化のみならず價格變動について見るさいは、その時の諸事情のもとで決定される價格は價值の大きさとおりではないといふことが考慮されねばならぬが、このことはここでは措いて問わないことにしよう。

そうすると教授の指摘されんとすることは、商品の價格は商品の價值と貨幣、金の價值とによつて定まるから、商品の價值が二分の一に減少しても、貨幣、金の價值が二倍に増加しても、商品の價格は下落する。だから、貨幣商品の價值は商品の價格として表現されるといふ言葉は正確な表現ではない、といふことである。貨幣商品の價值が商品の價格として表現されるといふいい方の不正確さのちで述べるが、宮川教授の指摘されるのは、價值の大きさの變動が、その相對的表現においては十分に表現されえないから、價值の大きさが他商品の分量で表現されるといふ言葉は正確な表現ではない、正確ないい方ではない、といふことである。だが、價值の大きさは、このようにして他商品の分量によつて相對的に表現する以外に、いかなる表現の仕方がありうるであらうか。教授は同様にして、商品の價值は價格として表現されるといふ言葉をも「正確な表現ではない」といいえたであらうし、またいわねばならなかつたであらう。

他商品と同様に、貨幣商品の價值の大きさは相對的にしか表現しえないこと、そしてだからといつて、貨幣商品の

價値の大きさの相對的表現を「正確な表現ではない」といつても無意味であること——「正確」に言えば無意味にとどまらないが——、これらのことはおよそ教授のすでに承知されているはずのことであり、おそらく、貨幣商品の價値は物價として表示されるという言葉をも、貨幣商品の價値の變動は物價の變動において表示されるという意味に、あるいはさらに、物價の變動は貨幣商品の價値の變動を示すという意味に、錯覺されたものであろう。そしてまた、そういうことは明らかであるとしても、河上博士が價値の大きさの變動がその相對的表現において十分に表現されること、いつているのではないこと、博士がいつていることはまづたく別のことであること、これらのこともまた同様に、より明らかなることなのである。

宮川教授による河上博士「批判」は右のごとくであるが、蛇足を加えれば、河上博士のさきの言葉を（『入門』の頭の見出しでは、「貨幣の價値は一般物價として表示される」となつてゐる、表示されると、表示されるとでは、このさい若干ニュアンスがことなるが）、「正確な表現ではない」とするならば、別の點が指摘されるべきであつたであらう。それはいい表わし方そのものにかんするつぎのかんたんな點である。つまり、物價においては諸商品の價値が貨幣で表現されているのであつて、この形では諸商品の價値の大きさは表現されているが、貨幣商品はつねにこの方程式の右邊にあるのであるから、その價値の大きさはなら表現されていない。貨幣商品、金は、このさい、諸商品の價値を表現するいろいろの金分量としてあらわれているにすぎなく、したがつて、金がその價値を表現するために、この方程式を倒さなければならぬ。倒さしてはじめて金が左邊に立ち、ここに、擴大された相對的價値表現が、つまり相對的價値表現の無限の系列が、貨幣商品の獨自な相對的價値形態としてかたちづくられる。河上博士の表現の不正確をもし訂正するならば、この倒さにすればということをおかしておられる點である。

たまたま眼についた宮川教授の河上博士批判についてややくどくどく述べてたのは、從來これに類する點について多くの納得しえない見解が行われているからである。一例として挙げれば、一般に數量説的貨幣論を採られている舞出長五郎教授は、價值と相對的價值とを美事に混同されつつ、つぎのように述べておられる。

「……貨幣の價值はそれと交換される商品の數量で表現される。それは貨幣自體の價值と商品の價值とに依存する譯である。そこで、貨幣自體の價值を貨幣の內的價值といい、商品量で示されたものをその外的價值といい、これを區別するものがある。而して普通に貨幣の價值或は購買力というのは後者即ち外的價值を指すのである。……所謂貨幣の價值は「これは「普通に貨幣の價值という」ものを指すのであらう、とすれば「外的價值」のはずである」それと交換されるすべての商品の量によつて、從つて諸々の價格の逆價值(?)として表現され得るのである。「ここは貨幣の價值の表現を問題にされているようである」。而も貨幣の價值は必ずしも個々の商品價格に反比例するものではない。「ここは文章のつながりでは貨幣の「外的價值」の、しかし内容は「內的價值」の、變動の表現を問題にしておられるようである」。……貨幣の價值と反比例するものは、諸々の商品價格の綜合たる、一般物價又は單に物價と稱せられるものである。「ここも變動の表現の問題のようである」。從つて貨幣の價值は物價の逆價值として表現されるのである。「ここは變動の表現ではないようである」。……「ここで物價指數について説明されている」。……何れにするも一般に貨幣の價值は、物價の逆價值として表現される。「ここも變動の表現ではないようである」。併しそれは商品の價值それ自體が變動しないことを條件とする。「ところで、そもそも「外的價值」がかわかることを條件とするであらうか」。……故に物價の決定及び變動をば、直ちに貨幣の價值の決定及び變動と解するのは理論上精確ではない。「『理論經濟學概要』、改訂版、二四〇—二四二頁、傍點および「」内—三宅)。見られるとおりここでは、價值の表現と價值の變動の表現との混同が、價值と相對的價值との混同ともつれ合つて

いる。だが、これらの點についての詳しい検討は本稿では傍道であるので、いずれ別の機會に譲る。

三

さきの鑄貨價格のところに戻ろう。金が鑄貨として實際に鑄造され、流通しているさい、金鑄貨が流通において、人工的にまた自然に、磨滅してゆくことは避け難い。磨滅した金鑄貨を同額面の完全量目の金鑄貨と引換えるという制度がないかぎり、○・八匁の重量となつた五圓金貨は、○・八匁の金地金としか交換しえないことは明らかである（鑄造料とか熔解費は不問として）。つまり、この取引では、金一匁は六圓二十五錢となる。この六圓二十五錢は、圓という名稱が○・二匁の金の貨幣名と定められていたにもかかわらず、もはや現實に○・二匁の名稱でなくなり、○・一六匁しか表示していないために、生じたものである。金一匁がここで六圓二十五錢であるのは、ここにおいても金一匁の價值が表現されているのではなんらない。しかし金一匁が五圓という鑄貨價格が法定の計算名であるにたいして、これは法定のそれではない「價格」である。金の（または銀の）市場價格のその鑄貨價格以上の騰貴、これをいかに解するかということが、たとえばイギリスにおいていかに問題となつたかは、その貨幣論史の示すがごとくである。

豫備的な説明はこの位にとどめよう。

さて、圓という貨幣名が金七五〇ミリグラムをいい表わすということが法定されているさい、圓表示の兌換券が流通し、兌換規定が效力をもつているときは、問題がないが、兌換が停止された場合には、右の價格の度量標準にかんする規定はどうなるかという問題が生ずる。兌換が停止されるならば、その兌換券は法律上もはや兌換券ではなく、

不換紙幣化することは(註)いふまでもない。そして、——結論をさきにいえば、——この場合、價格の度量標準にかんする右の規定は死文化する、つまり實際に行われていないことになる。

だがこのことは、この兌換停止をされた不換紙幣が流通しているさいには、それはその表示する貨幣名のいい表わす法定の量を、かならず代表しえない、ということではない。不換紙幣の代表しうる量は流通必要量であるが、兌換停止をされた不換紙幣の流通量と流通必要量——さきの價格の度量標準にかんする規定をもつていい表わした額の——とがたまたま一致するならば、そのとき不換紙幣の各片が代表する量は、その表示貨幣名のいい表わす法定の量にほかならぬであろう。しかしそういう場合もたまたまありえないことではないということは、價格の度量標準にかんする右の規定が、規定として、死文化していることを否定するものではない。

だがまたつぎのような場合がある。流通している金の分量は——これは流通必要量といつても同じことであるが——、ある一定の平均水準をたえず上下するが、この分量はある一定の最小限度以下に減少することはない。そして、不換紙幣の流通量がこの最小限度内にあるかぎりでは、不換紙幣の流通はそれだけの量の同じ名稱の金鑄貨の流通にとつてかわるにすぎないから、この不換紙幣の流通量はつねに、不換紙幣が流通しなければそこで流通したであろうところの量、つまりそこの流通必要量と一致しているわけである。一國の流通必要量はたえず變動するが、不換紙幣の流通がその最小限度にあるかぎり、その流通必要量をこえるということは、かんとんに言葉の論理としてもありえない。しかしこの場合は、不換紙幣の各片が代表する量は、その表示する當該貨幣名のいい表わす法定の量以外のものではない。いいかえれば、一圓の紙幣はつねに現實に金七五〇ミリグラムと自由に交換しうる。このように、不換紙幣が流通していても、かかる場合には、價格の度量標準にかんするさきの規定は死文化すること

はない。

ところで、不換紙幣の流通量が一國の流通必要量の最小限度内にあるというのは、不換紙幣のほか金鑄貨（あるいは兌換券）が流通していて、その部分が、流通必要量のたえざる變動につれて干満していることがなければならぬ。そして、不換紙幣の流通量が右の最小限度を若干なりとこえるならば、それは流通必要量の變動に曝される。不換紙幣の流通量はこの變動につれて干満しえないから、流通不換紙幣量がこの流通必要量をこえることもまた當然起りうる。そして、そのさいも流通必要量しか代表しえないのであるから、各片が代表する量は減少する。一圓紙幣はもはや金七五〇ミリグラムを代表しないことになる。このようになると、金鑄貨は打歩が付き、または流通から姿を消すであろう。

もつばら不換紙幣が流通するさいには、流通必要量の變動につれて、そしてこれはたえず變動しているものであり、さらに不換紙幣量の變動がこれに加わるから、その各片の代表する量はたえず變動せざるをえない。これらの場合には、價格の度量標準にかんするさきの規定は死文となる。

そして、兌換券が兌換停止された場合は、不換紙幣が流通を満たすことになるわけであつて、したがつてその各片の代表する量はたえず變動せざるをえない。

(註) 銀行券の兌換停止については、つぎのような記述を誤つて解することと結びついて、あるいは結びつけて、誤つた見解が行われている。「もし紙券がその稱呼を金または銀からうけとるとすれば、銀行券の兌換性すなわちそれが金または銀と交換されうるといふことは、法律上の規定がどうあるとも、依然として經濟的法則である」(『批判』、七一—二頁)。誤つた見解といふのは、たとえばつぎのような見解である。「だが、銀行券は、法律上の兌換性を失うや否や、即ち所謂「兌換停止」が

行われるや否や、それによつていきなり紙幣に轉化して紙幣流通の法則に支配されることになるという見解は、——極めて廣く行われているが、——間違つてゐる」(猪俣氏、前掲書、二五〇頁、傍點は原文のまま)。そして猪俣氏のこの誤つた見解は、銀行券が紙幣流通の法則に従うようになるのは兌換停止によつてではなく「信用喪失」によつてであり、兌換が法律上停止されても「信用喪失」が起らなければ紙幣流通の法則に従うようにはならぬ、とする誤りに發展して行く。その上、ここでもまたいま一つの誤りを重ねられる。「では、銀行券の信用喪失はいかにして生ずるか？ それは、一般に、銀行券の兌換に充てられる金準備が一定の比率以下に減少することによつて生ずるのだ」と(同上、二五三頁)。兌換停止下における「金準備」率！遊部久藏氏も逸すことなくつぎのような誤つた見解を披瀝されている。「さてここで兌換ということについて考えてみよう。兌換といへば我々はすぐ法律上の兌換ということを考える。しかしマルクスはハッキリと銀行券の兌換とは經濟上の兌換性であることわつてゐる。曰く「ここに前掲の『批判』の文章が引用されている」。されば銀行券が法律上兌換停止されれば紙幣化するという考のあやまつてゐることは、白日の如く明らかである」(『インフレーションの基礎理論』、一三三頁、傍點——三宅)。氏がかくも勇敢に論斷されるのは、その底に、兌換銀行券と不換銀行券との差異を抹殺しようとする意圖を藏しておられるのである。

宮川教授もまたつぎのようにならる。「もちろん法律上形式上は兌換券であつても、日本銀行がもつてゐる兌換用の準備金を超えて、何十倍何百倍の兌換券が発行されると、兌換の不可能なことが餘りにも明白になり、國民がその兌換性を信じなくなり、兌換が停止されるようになる。この場合には、たとえ「この券引換えに金貨十圓相渡し申すべく候」と書いてあつても、兌換券は經濟上は不換紙幣に轉化し、インフレーションを起すのである」(『經濟學入門』、六五頁、傍點は原文のまま)。これにつづめる操作をほどこすと、つぎのようになる、「法律上形式上は兌換券であつても、……兌換が停止されるようになる。この場合には、兌換券は經濟上は不換紙幣に轉化」する、と。元來法律上の措置である兌換停止をされている法律上の兌換券！そして法律上の兌換券が經濟上は不換紙幣に轉化する！だが教授にあつては、おそらく、その券面に「この券引換えに金貨十圓相渡し申すべく候」と書いてあることが法律上兌換券であることであると考へておられるようである。そういうかんたんな誤解に基いてゐるかぎり、その誤りはかんたんな誤りといひえよう。だがこれに加えて、日本銀行の金準備率が小さくなる

と、兌換の不可能なことがあまりにも明白となり、國民が兌換性を信じなくなり、兌換が停止されるようになる、という説明をされると、この方には、兌換準備ならばに兌換停止について、重大な誤りを内包しておられるように思われる。

『批判』の記述はいかに解さるべきかということ、およびこれにかんれんする右のような諸見解の詳しい検討も、稿を改めて論ずることとし——その一部は別の角度からではあるが本文中にすでになされている——、ここではそれに代えて、さきの『批判』の記述がいかなる関連において記述されているかを、書き添えておこう。けれど、もともと、これだけで必要にして十分であるからである。その前の方はかう書いてある、「なおついでに注意しておきたいのは、觀念的貨幣尺度説は、銀行券の兌換性または不換性にかんする論争問題において、あらたな重要性をえたということである」。ついで前掲の記述がくる。そして後はつぎのように話がすすんで行く、「たとえばプロイセンの紙幣ターレルは、法律上は不換紙幣であるけれども、日常の取引において銀ターレル以下にはしか通用しなくなり、したがって實際に兌換ができなくなるならば、ただちに減價するであらう。それゆえ、イギリスにおける不換紙幣の徹底的擁護者たちは、觀念的貨幣尺度に避難したのであつた」(傍點—三宅)。

右のように兌換停止によつて、價格の度量標準にかんする從來の規定は死文化し、實際に行われないうこととなるが、かかる下において、價格の度量標準はどういうことになるかという問題がつぎに生ずる、——この答は從來の規定が死文化するということのなかにすでに與えられているのではあるが——。

兌換が停止されて、もし不換紙幣の流通量が流通必要金量の二倍となるならば、一圓紙幣は七五〇ミリグラムをでなく、三七五ミリグラムの金量しか代表しえなくなる。つまり、圓という貨幣名は同じであるが、それはもはや、金七五〇ミリグラムにつけた貨幣名ではなく、いわば、三七五ミリグラムにつけた貨幣名であるということになる。

このことはいうまでもなく、不換紙幣の流通量が増加するのと同じ割合でその代表する金量が減少する、ということにはならない。なぜならば、不換紙幣の分量の増加とその各片の代表金量の減少とが正確に比例するためには、流

通必要金量が同一であることが前提されなければならないが、流通必要金量はつねに變動しているからである。また、圓紙幣が代表する金量の減少は、かならずしも、圓でいい表わされる諸商品の價格の、つまり物價の、比例的な騰貴を現實にもたらずものではない。このことについては、さきに貨幣、金の價値の變動と物價の變動との關係について一言した。紙幣の場合にはややことなるが、煩雜を避けてここではこのままにしておこう。なお、代表金量の減少が諸商品の價格に波及的に影響を與えて行くことについては後述する（これは、金の價値變動が物價の變動を生ぜしめる経路とはややことなる）。

さて、圓は三七五ミリグラムの金量しかいい表わさなくなる、圓は、いわば、三七五ミリグラムにつけた貨幣名であるということになる。だが、前述したところによれば、價格の度量標準たる金七五〇ミリグラムは國家が法定したものであつた。ところがいまの場合には、圓という名稱は國家がこれを貨幣名としていたのであるが、金何グラムを圓と呼ぶかについては、なんら規定してゐるわけではない。圓という貨幣名は金七五〇ミリグラムに附された名稱であつたのであり、したがつて銀何グラムかたいするのではなく、金何グラムかたいする名稱であるが、——したがつて、價値尺度として機能している材料は金——、價格の度量標準は金何グラムという確定した重さとしては、定められていない、存しないわけである。

そしてこの瞬間に、たとえ金三七五ミリグラムを圓と稱すと規定しても、——この瞬間に金三七五ミリグラムをいい表わすかどうかということとは、實際には、測定しえないことであるが——、つぎの瞬間に、流通必要金量の變動あるいは流通紙幣量の變動によつて、この規定はただちに事實上破棄されてしまうであらう。かくて、兌換停止下においては、價格の度量標準を確定し、固定するということや、また人爲的にそれを管理することは、まったくできない

ことであることとなる。

(註) 他のなものでもなく金が價值尺度として機能していることは、そのほか、國際的取引においては貨幣はその國民的な諸形態をふたたび脱ぎすてて貴金屬のものと地金形態に立戻らなければならぬが、その地金形態においても現われている。

このことからいろいろの問題が引き出されてくる。たとえば、本來の意味における平價とは、各國貨幣間における、それぞれの金屬實體による換算比率である。いいかえれば、ポンドとドルとの間の平價とは、それらにポンド、ドルという名稱を附されているところの、法定の價格の度量標準の重量による換算比率である。ところで、兌換が停止され、かかる價格の度量標準が確定されていないさいには、平價はどういうことになるか、またかかる下における「平價切下げ」の性質はいかなるものであるか、等々、というような問題が出てくる。これらについては後述する。

また、以上述べたことからすでに、さまざまな混亂した見解を正しく批判し解決するための一基準が與えられる。一例を擧げておこう。鈴木武雄氏は、「最近のインフレ收束論中無用の混亂を惹き起していると考えられる諸點について、インフレ收束の方法に關する一般論の立場から一應の整理を試みるとともに、……インフレ收束に關する諸方法について、あらためて再検討」することを目的とされて、つぎのように述べておられる(「通貨處理方法についての諸問題」改造、一九四八年十月號、傍點—三宅)。「インフレ收束、金本位制回復の一つの方法としてのいわゆる新平價での金本位制回復のばあいであつて、いわゆる舊平價での金本位制回復のばあいと對立するものである」ところの「新平價安定」——「それはインフレによつて事實上すでに下落している價格標準を法律上確認し、もはやそれ以下に下落しないようにすることである。たとえば、……新しい圓の對外平價、□法定または公定爲替レート」——鈴木氏の言葉を挿入を一ドル〓三百圓に決定し、この平價を維持するということである。……このばあいには「貨幣法第二條は」「純

金ノ量目五ミリグラムヲ以テ價格ノ單位トナシコレヲ圓ト稱ス」というふうに改正せられ、それが效力をもつこととなるわけである（傍點—三宅）。

この場合、「新しい圓の對外平價」が「法定または公定爲替レート」であるということはきわめて疑わしいことであり、おそらく、外國爲替相場は新しい平價を中心として上下することになるであろうが、このことはのちに扱ふ問題とかんれんしている事柄であるので、ここでは一應問題外としよう。ところで「新平價安定」について右のように説明されたにかかわらず、鈴木氏はまたつぎのようについておられる。「こんどの西獨のばあいには、現象的には第一次大戰後のドイツのばあいと似ているが、「このばあいには、「新平價安定」が行われたとみるべきであろう——鈴木氏の言葉を挿入」、實質的には舊平價に近いところまで平價も國內通用價値も積極的に引上げられたのであつて、「新平價安定」が行われたとはいえないのではなからうか」。つまり、前大戰後のドイツの場合には「新平價安定」であつたが、こんどの西獨の場合においては舊平價に近いところで行われたから「新平價安定」とはいえない、——いいかえれば、その點さえ異ならなければ、言葉の同様な意味においても「新平價安定」が行われた、といわれているわけである。すなわち、兌換停止下においても、價格の度量標準を確定し、固定することができるということについて、なんの疑いも抱かれていないのである。かくて、その當然の歸結として、「わが國においては「新平價安定」の可能性が強いと考えられ」というような、大恐慌以來いかなる資本主義國においても實現しえていない「安定」をほかならぬ日本において「強」く信ぜられるにいたつてゐるのである。

「混亂」を整理し「再検討」されんとした鈴木氏が、「國內通用價値の切下げ」とか「引上げ」とかという巷間の「混亂」を「整理」「再検討」されたにかかわらず、一つの基礎的な、重大な「混亂」を犯されているのは、前記の點

についての明確な把握を缺いておられたためにほかならない。

四

ところが、「紙幣減價ひいてはインフレの際」「價格標準はなんら變更されない」、それどころでなく、「紙幣減價は價格標準を従前通り不變としてこそ可能である」と考ふる遊部氏の見解がある（遊部氏前掲書、三九頁、六八頁）。遊部氏はこの見解をもつて、猪俣氏が「一定の條件の下に爲替相場が低落する場合にも、經濟的な事情から價格標準の事實上の切下げが起る」として「紙幣インフレーション」と區別して「爲替インフレーション」を提唱した見解（猪俣氏前掲書、二二六頁、三〇七頁）を批判するさいにも、もつとも有力な武器として使用しておられる。遊部氏による批判は當然に成功していないが、猪俣氏のこの見解はまた、價格の度量標準についての——とくに外國爲替相場との關連における——誤つた理解をその基礎とされているものである。これらについて検討する前に、順序として、つぎの問題を考察しておこうと思う。

アメリカでは一九三三年三月に金兌換を停止したが、翌一九三四年一月に金一オンスの政府買入價格を三五ドルと定めた（金〇・八八グラムが一ドル。また以前には金一・五〇グラムが一ドルと定められていたが、このさいには一オンスは二〇・六七ドルであった）。以來今日にいたるまでこれは「堅持」されている。金兌換は停止されたままである。兌換停止下においては法定の、確定された重量としての、價格の度量標準は存しない、規定しようとしてもすることはできないという事は、いいかえれば、この場合、ドルがどれだけの金量にたいする貨幣名であるかということが、つまり、たとえば金一グラムが何ドルであるかということが、確定されていない、これを規定しようとしてもすることができ

ない、ということであるが、右の金一オンスが三五ドルという買入價格が堅持されていることは、このことといかなる關係に立つてであろうか。かくて、一オンスが三五ドルという買入價格の意味はいかなるものかが考察されねばならぬ。

前記のように、ここでは金の自由な兌換は拒否されている。したがつて、金一オンスを政府に渡せばそれと引換えに——技術的な手續きはここで度外視して差支えない、また新産金と古金との區別があつたがこれも無視する——三五ドルの額面の紙幣を渡されるが、紙幣三五ドルを政府に提出しても金一オンスは引渡されない。ところで、ドルがいくばくの金量をいい表わすかは、いいかえれば、ドル紙幣と金との相互交換性の比率は、金の自由な市場價格において示されるわけであるが、政府のこの公定買入價格はこの自由な市場價格にたいして、どういふ關係をもつてであろうか。

前述のように、ドル紙幣の代表する金量は、ドル紙幣の流通量と流通必要金量との變動につれて變動する。そして金の自由な市場價格はこれを反映するであろう。だがこの場合、政府の金買入がもし無制限であるとすれば、金一オンスは三五ドル以下には下らないであろう。いいかえれば、ドルは三五分の一オンス以下を代表することはないことになる。(このことが諸商品の價格に與える影響については別に考察さるべきである)。また同じことであるが、市場價格が二十何ドルであつたさい、買入價格を三五ドルと定めて無制限に買入れるならば、市場價格は三五ドル以下にはならなくなるであろう。つまりここでは、この買入價格が市場價格を規制する。

だがまた他方、流通紙幣量が相對的に増大すれば各片の代表金量が減少するという法則は、買入價格が三五ドルと定めてあつても作用することはいうまでもない。この場合、金の市場價格が買入價格をこえて一オンスが三五ドル以上になることは、自由な市場が存するかぎり、妨げえないであろう。そして代表金量が減少し、金の市場價格が一オ

ンス三五ドルとはなはだしく乖離して行くならば、これに追隨して買入價格は改訂を餘儀なくされるであらう。

もつともアメリカでは兌換停止の約半年ほどのち以來、金市場は閉鎖されて設置を認められていない。一オンス三五ドルは、強制的なものとして作用している。したがつてアメリカにおいては、金の自由な市場價格は立つていない。この下で小規模なドル紙幣と金との取引が行われても、そこで成立する價格は、ドルがいくばくの金量をいい表わすかを一つの傾向としてしか示しえないであらう。そこで成立する取引も金とドル紙幣との現實の交換であり、ドル紙幣がそこでいくばくの金量を代表するかは、その交換比率においてしかいい表わされえないのではあるが、しかもかかる制限下の金の市場價格は、取引が完全に自由な場合の金の市場價格とはことなつて、兩者の眞の關係を示すものということはできない。このことはたとえ公開の金市場が存しているさいにも多かれ少かれさうであつて、今日のよるな兌換停止のもとにあつては、およそ金の賣買がまつたく自由であるということもありえないであらう、——輸出輸入にたいする制限等々。したがつてそこで成立する金の市場價格は、多かれ少かれ不具化されているであらう。したがつてさきに、兌換が停止されて、もし不換紙幣の流通量が流通必要金量の二倍となるならば、當該紙幣は以前の半分の金量しか代表しえなくなる、としたが、このさいにもおそらく、金の市場價格は二倍になるということにはならないであらう。

さてこのように、金一オンス三五ドルは、ドルという貨幣名が三五分の一オンスの金の名稱であるということを規定しているものではない、三五分の一オンスの金は確定された價格の度量標準として機能しているのではない。とともにも、それは、紙幣減價にたいしてすなわちドル紙幣の代表する金量にたいして右のような作用をもち反作用をうけるところの、政府の強制的な公定買入價格である。ところでこれが「堅持」されている——他の資本主義諸國とはこ

となつて——ということ、いかなる意味をもつか。まず、これが金の賣買に強い制限を附しつゝ、強制的に維持されているものであることが考慮されねばならない（とくに國際關係における強制力、これについては別に考察さるべきである）。しかしまた他方、紙幣減價がはなはだしくこれと乖離して行くならば、さまざまな矛盾が激化して、強制的に維持することもできなくなる。したがつて、アメリカがこれを維持しえてきたことは、その強制力が強く行使されていることと、他の資本主義諸國に比してはすくなくとも「安定性」を保つてゐることを、示しているものといわねばならない。しかし同時に、この一オンス三五ドルの買入價格の形態を「堅持」しているといふことは、反面、そこにおいても、ドルのいい表わす金量が確定してゐないといふ、資本主義の正常の時代においてはまさに異常なことであつたところの「不安定性」が堅持されてゐることでもあるといわれねばならないであらう。

金一オンスが三五ドルという政府の買入價格の意味は右のように考えられるが、ここで一、二の異論を見ておこう。たとえば萩原厚生氏は、「我々は今日例えばアメリカの物價騰貴の中にインフレ的要素を多分に認めはするものゝ、尙これをインフレーションとは呼ばないであらう」とし、その理由として、「一オンス三十五弗の計算名が法律的には勿論經濟的にも維持されている限りはこれをインフレーションとは謂わない」とされている（爲替相場の理論——爲替インフレ論に寄せて——、評論、一九四八年三月號、傍點一宅宅）。見られるように、萩原氏は一オンス三五ドルを、ドルがどれだけの金量にたいする貨幣名であるかを規定したものと解されている。つまり、紙幣三五ドルを提出しても金一オンスは引渡されないとすることを無視しておられる。政府の買入價格としては一オンス三五ドルは「法律的」にも「經濟的」にも維持されているが、これが維持されていることは、ドルが三五分の一オンスの金をいい表わすということが維持されていることを意味するものではない。買入價格が維持されているといふことは、ドル紙幣が三五

分の一オンス以下の金量を代表するにいたることにたいして、妨げる作用をなんら果しえないのである。

萩原氏がこのような理由から今日のアメリカの物價騰貴をインフレーションと呼ばないとしたことについて、遊部氏は、「その理由があるつてゐる」として批判されているが、この遊部氏の見解もまた、けつして「ふるつて」いゝものではないように見受けられる。氏はいう、「なるほど今日アメリカでは價格標準一オンス三五ドルが維持されている。しかし氏〔萩原氏〕によれば價格標準は法律制的のもの外に經濟的事實上のがある筈であり、法律上たとえ價格標準が不變であつても事實上の變化があるわけだから、アメリカでたとえ法律上一オンス三五ドルの計算名が維持されているにせよ事實上は例へば〇・一オンスが三五ドルであるかもしれない。とすればそこに當然インフレがある筈である。氏は如何なる理由で經濟上の切下の存しないことを主張するのか、これを實證していただきたい」（遊部氏前掲書、一七六頁、傍點—三宅）。すなわち遊部氏においても、金一オンスが三五ドルという買入價格が、價格の度量標準とその貨幣名を規定したものと見ておられることは、萩原氏と同様である。そこまでは誤りは同じであるが、萩原氏にあつてはここから、それが「法律的には勿論經濟的にも維持されている限り」インフレーションとはいへないという、しごくもつともな、そして誤つた結論を引き出されたのである。これにたいして遊部氏は、それは法律的に維持されているにすぎなく、「事實上は」——これは萩原氏の「經濟的に」と同じである——維持されていないのだ、ということをもつて反駁しておられるわけである。だが萩原氏も、これが維持されていないとすればインフレーションと呼ぶことに異論はないはずである。したがつて問題は、一オンス三五ドルが維持されているかいなかの「事實」にかかるわけであるが、アメリカ政府が金を一オンス三五ドルでしか買入れていないことは、遊部氏を除いて世界中が知つてゐる事實である。もし遊部氏が、事實上維持されているそれは政府の買入價格であつて、ドルが事實上

いくばくの金量をいい表わしているかということとは別問題であるとされるならば、「價格標準一オンス三五ドル」と見る氏自身の見解とたちまち矛盾してしまふことにならう。

加えて右の引用文内で、遊部氏はいま一つの誤りを表明しておられる。というのは、氏は金一オンス三五ドルをたとえば日本での金七五〇ミリグラムを圓と稱すという規定と同じものと解しているわけであり、したがつて七五〇ミリグラムが百圓となり千圓となるように、「事實上は例えば〇・一オンスが三五ドルであるかもしれない」とされるわけであるが、アメリカ政府が金一オンスを三五ドルで現貨に買入れているかぎり、それが強制的なものであるとはいへ、〇・一オンスが三五ドル、つまり一オンスが三五〇ドルということはありえないからである。もしその程度にドルのいい表わす金量が減少するならば、政府はいかにしても、この貨幣商品であり世界貨幣たる金にたいして、三五ドルの買入價格を維持することはできないであらう。氏のように見るならば、アメリカが金一オンス三五ドルを維持しえていることの意味も、維持を計つてゐることの意味も、これを評價しえないことになるのである。

(未完、九・一八)

附記——本稿で諸家の見解を採り上げてゐるのは、諸見解を検討することによつて筆者自身の理解をみずから、より確かめようとする趣旨にほかならない。選擇はその見地からなされており、謬論たることの指摘そのものの必要性という見地からはなされてゐない。逆にいえば、そういう點は缺けてゐる。念のため。